京 都 市 左 京 区 高 野 玉 岡 町 地 区 建 築 協 定

建築協定区域	運営委員会連絡先
京都市左京区高野玉岡町の一部	電話　075 -　　-

※　確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第１条　この協定は，建築基準法（以下「法」という。）及び京都市建築協定条例の規定に基づき，第4条に定める区域内における建築物の位置に関する基準を協定し，住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物等の位置等

第７条　建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の位置は，通路部分（別図に示す隣地境界線からの水平距離 0.7 メートルの範囲をいう。以下同じ。）に関する次の各号に定める基準に適合しなければならない。

（１）通路部分に，又は通路部分に突き出して建築物又は建築物の部分を建築してはならない。

（２）通路部分に，又は通路部分に突き出して工作物の類を築造し，又は設置してはならない。

（３）通路部分に，自動車車庫（上屋を設けないものを含む。）を設けてはならない。

■植栽

第８条　通路部分には，植栽を植えてはならない。

■適用除外

第９条　第７条及び前条の規定は，通路部分を通行する上で支障がなく，かつ，委員会（第 14 条に定める委員会をいう。以下次条から第 13 条まで及び第 16 条において同じ。）の承認を得た場合においては，適用しない。
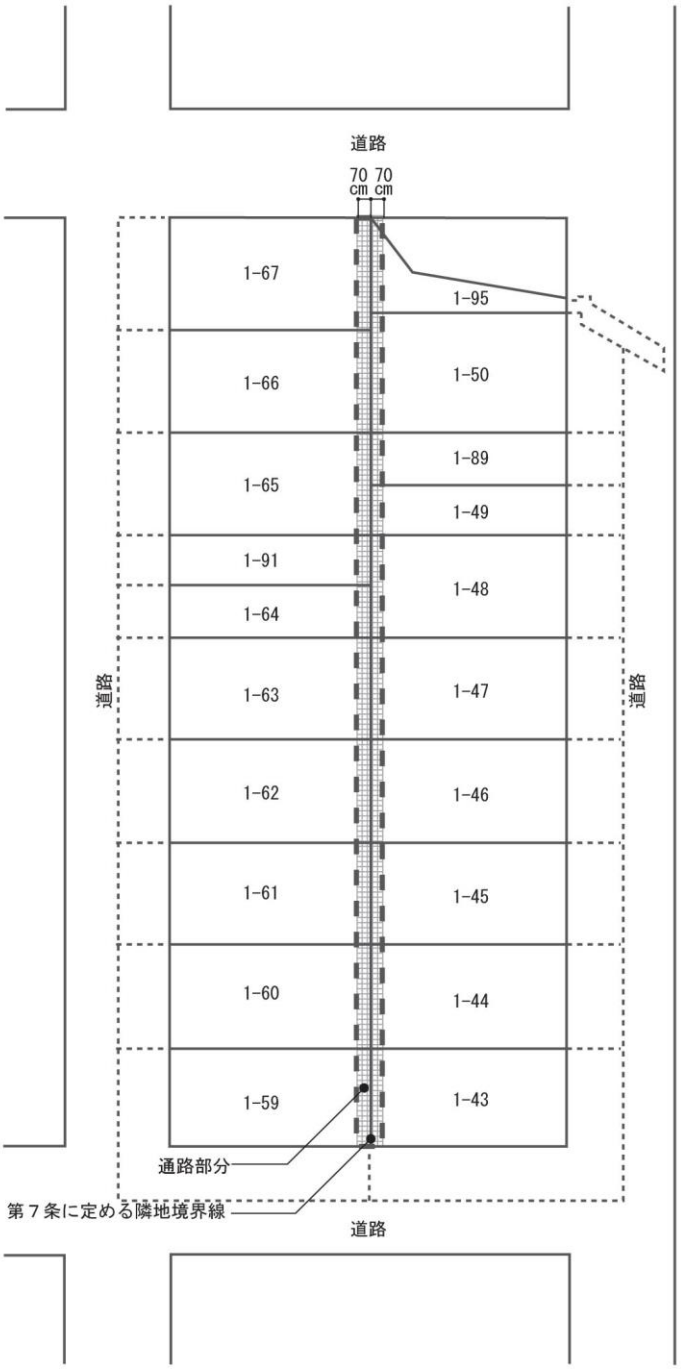
京都市左京区高野玉岡町地区建築協定区域図